

人生100年時代

一生涯あなたを守る年金です

日本医師会
医師年金

医師年金

ご加入のご案内



日本医師会 会員専用

日本医師会会員で、
満64歳6カ月未満の方に
ご加入いただけます。



「日医君」

一生受け取れる日本医師会の終身年金制度

ライフスタイルに合わせて自由設計

予定利率1.5%

公益社団法人 日本医師会

人生 100年時代 到来!

100歳になっても
もらえる年金は
ないかしら?



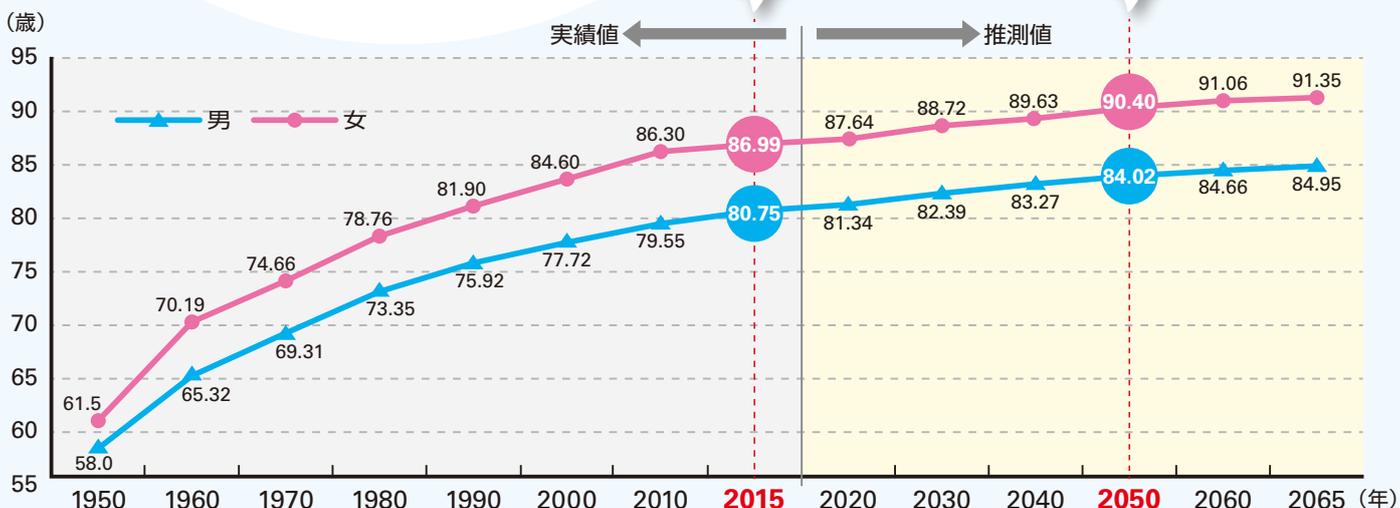
平均寿命は今後も伸びる傾向 長寿化への備えが必要な時代に入

2015年の厚生労働省の統計では日本人の平均寿命は男性で80.75歳、女性で86.99歳となり、男女ともに80歳を超えました。今後も平均寿命は延伸し、2050年には男性が84歳、女性が90歳を超えることが見込まれ、本格的な長寿化への備えが必要な時代に入ります。

男性も
80歳超に!

女性が
90歳超に!

平均寿命の推移と将来推計



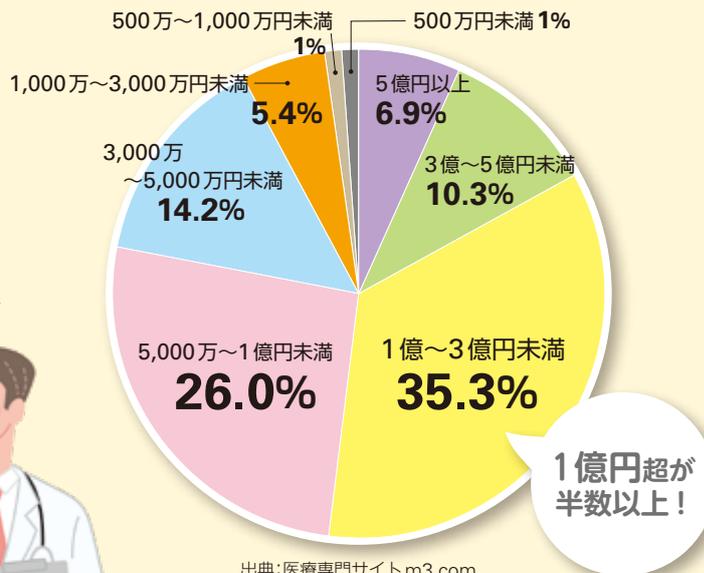
資料:1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2020年以降は、国立社会
保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
(注)1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

出典:平成29年版高齢社会白書(内閣府)

長寿への備えは万全ですか？

老後を安心して暮らすには、最低いくら必要？

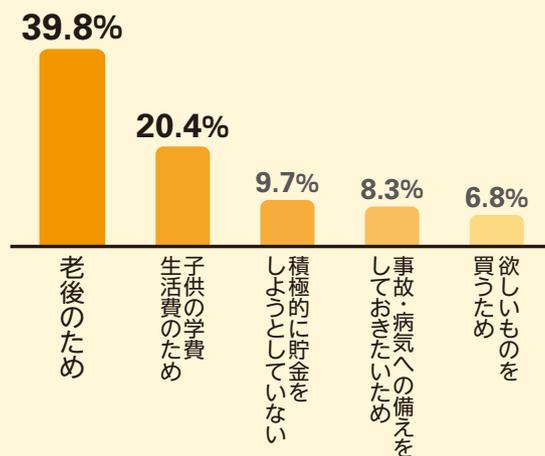
医療専門サイトでの医師を対象としたアンケートでは、「老後を安心して暮らすためには、最低いくら必要だと思いますか？」との質問に対して、「1億～3億円未満」が35.3%と最も多く、次いで「5,000万～1億円未満」26.0%、「3,000万～5,000万円未満」14.2%、「3億～5億円未満」10.3%、「5億円以上」6.9%などの順でした。老後を安心して暮らすには1億円以上の資産が必要だと考えている医師は、計52.5%と半数を超えました。



出典：医療専門サイトm3.com
アンケート実施 2014年1月

貯蓄の目的は、 1位「老後のため」 2位「学費、生活費のため」

同じく医師を対象とした貯蓄に関するアンケートで、「貯蓄の目的」について質問したところ、「老後のため」および「子供の学費、生活費のため」が1位、2位を占めました。今後一層の長寿化が見込まれる中、自分自身や家族のために今から十分に備えておくことが必要です。



出典：同上 アンケート実施 2017年8月

異動が多い医師は サラリーマンより年金が少ない!?

医師は、異動が多いことが原因で、一般企業に勤務する人に比べ、公的年金の受給額が少なくなる可能性があることをご存知でしょうか。医師の場合、例えば、国立病院や一般病院なら厚生年金、開業医なら国民年金と、仕組みの違う年金を行ったり来たりする可能性があり、そのため、いざ年金を受け取ろうと思ったら想定よりも少額だったということもあり得ます。

サラリーマンの場合



医師の場合



「医師年金」は一生受給できます！

医師のための 一生涯年金

医師のライフスタイルに 合わせた自由な設計が可能

人生100年時代を見据えた一生続く年金です。
自身のライフスタイルに合わせて
自由に設計ができる年金です。

年金の受け取りは
受給開始時に
4つのコース
から選べます。

保険料は
いつでも自由に
増減できます！

予定利率は現在**1.5%**。
事務手数料は払込保険料に対して、
0.25%だけです。

やむをえず中途解約の場合でも、
解約控除はありません。

資金に余裕があるときに
随時払いで**上限なく**
払い込むことができます。

予定利率は
現在**1.5%**

利息累計

払込保険料累計

年金原資

保険料払込期間

※現在は年率1.5%での計算となっています。将来、年金の制度改定が行われた場合、利率が変更になる可能性があります。
※払込保険料から事務手数料(0.25%)を引いた額に市中金利を付した金額が中途解約時の一時金となります。

医師年金の受取プラン

B1
コース

15年保証期間付終身型

一生涯同じ年金額を受け取るコースです。

基本年金と加算年金ともに、15年の保証期間後も一生涯同じ金額を受け取ることができます。

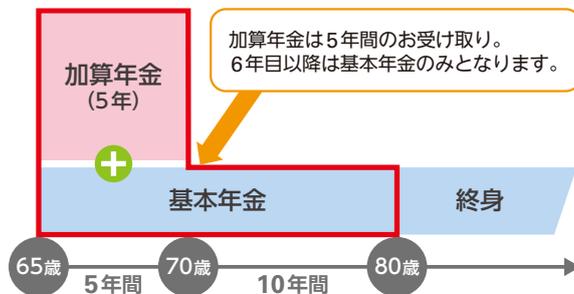


B2
コース

5年確定年金型

加算年金を5年間で全て受け取るコースです。基本年金は一生涯受け取ることができます。

加算年金は5年間のお受け取り。6年目以降は基本年金のみとなります。



B3
コース

10年確定年金型

加算年金を10年間で全て受け取るコースです。基本年金は一生涯受け取ることができます。

加算年金は10年間のお受け取り。11年目以降は基本年金のみとなります。



B4
コース

15年確定年金型

加算年金を15年間で全て受け取るコースです。基本年金は一生涯受け取ることができます。

加算年金は15年間のお受け取り。16年目以降は基本年金のみとなります。



※ 赤枠内の年金が保証期間の範囲です。

※保証期間とは、ご本人の生死に関係なく年金支給が保証される期間で、ご本人が亡くなられたあとの残りの期間の年金はご遺族に支給されます。

受給開始は
最長**75歳まで**
延長できます。

保証期間中に
ご本人が亡くなられた場合は、
保証期間終了まで
ご遺族が年金を受け取れます。

一生涯
年金の受け取りが
続きます

年金受取期間

「医師年金」のしくみはこちら！

医師年金のしくみ

加入資格について

- 日本医師会会員で、満64歳6カ月未満*の方。
年金の受給権が発生する満65歳までは本会会員であることが条件です。
会員区分は問いません。また、所属医師会・会員区分が変わっても
継続可能です。
※新規加入の申し込みは、満64歳3カ月までをお願いします。

勤務医が開業した場合や、
個人開業医が法人化した
場合でも継続可能です。



保険料について

- 保険料には、基本年金保険料と加算年金保険料があります。
基本年金保険料の支払方法には、月払い、年払いおよび一括払いがあります。
加算年金保険料の支払方法には、月払いと随時払いがあり併用もできます。

基本年金 保険料

満65歳まで、
加入者全員に
払い込んで
いただきます。

月払い 12,000円

年払い 138,000円

一括払い 払込年齢に応じた基本年金
保険料の一括払いができます。
(下表をご覧ください。)



加算年金 保険料

任意の払い込みです。

月払い 1口 6,000円
※上限なし

随時払い 1口 10万円
※回数・金額の上限なし

- 加算年金保険料の増減は自由です。

医師年金の加算年金保険料は、月払保険料を上限なく設定でき、いつでも増減が可能です。
また、10万円単位で随時の払い込みもできます。

- 事務手数料は保険料の0.25%です。

医師年金の事務手数料は1回の保険料払込に対して0.25%だけです。保険料から手数料を差引いた金額が元本となり、受け取る年金の利率が適用されますから、効率的な積み立てができます。

- 予定利率は1.5%です。

年金の予定利率は、現在年率1.5%で計算されています。ただし、5年ごとの年金財政計画策定時に見直しを検討し、必要のある時は、給付金額(受給者含む)の修正を行います。

基本年金 一括払保険料 払込年齢に応じた基本保険料一括払の金額です。

払込年齢	金額	払込年齢	金額	払込年齢	金額	払込年齢	金額
満25歳	4,301,000円	満35歳	3,453,000円	満45歳	2,468,000円	満55歳	1,326,000円
26	4,222,000円	36	3,361,000円	46	2,362,000円	56	1,202,000円
27	4,142,000円	37	3,268,000円	47	2,253,000円	57	1,076,000円
28	4,060,000円	38	3,173,000円	48	2,143,000円	58	949,000円
29	3,977,000円	39	3,077,000円	49	2,032,000円	59	819,000円
30	3,893,000円	40	2,979,000円	50	1,918,000円	60	688,000円
31	3,808,000円	41	2,880,000円	51	1,803,000円	61	554,000円
32	3,721,000円	42	2,779,000円	52	1,687,000円	62	419,000円
33	3,633,000円	43	2,677,000円	53	1,568,000円	63	281,000円
34	3,544,000円	44	2,574,000円	54	1,448,000円	64	142,000円

年金について

養老年金

- 基本的に65歳から受給を開始できます。
- 受給開始時期を最長75歳まで延長できます。
- 基本年金は15年保証期間付の終身年金の受給となります(加入者全員)。
- 加算年金は15年保証期間付終身年金と、確定年金型があります(加算保険料払込の場合)。
- 受取方法は基本年金と加算年金の組み合わせにより、受給開始時に4コースから選択できます。[詳しくは、5ページをご覧ください。](#)

その他の年金

遺族年金

- 年金受給開始前に加入者本人が死亡された時は、払込保険料と利息相当額の合計を遺族脱退一時金として受給できます。また、満56歳以上かつ加入期間が3年以上を経過している時には、遺族年金での受給(B1コースで15年間の送金)も可能です。
- 年金受給者本人が保証期間内に死亡された時は、残余期間の年金を遺族年金または遺族清算一時金で受給できます。

減額年金

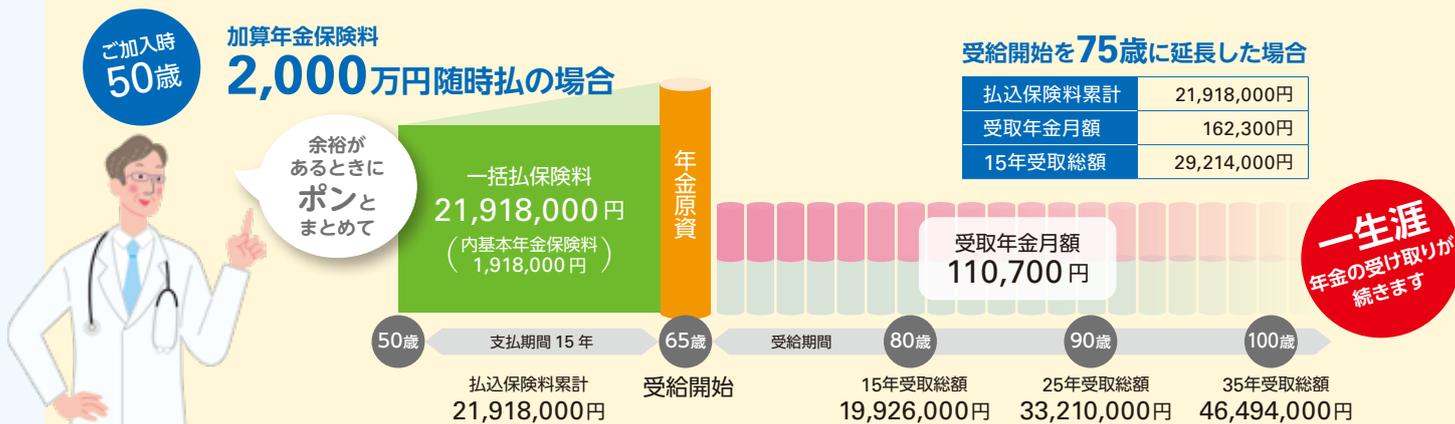
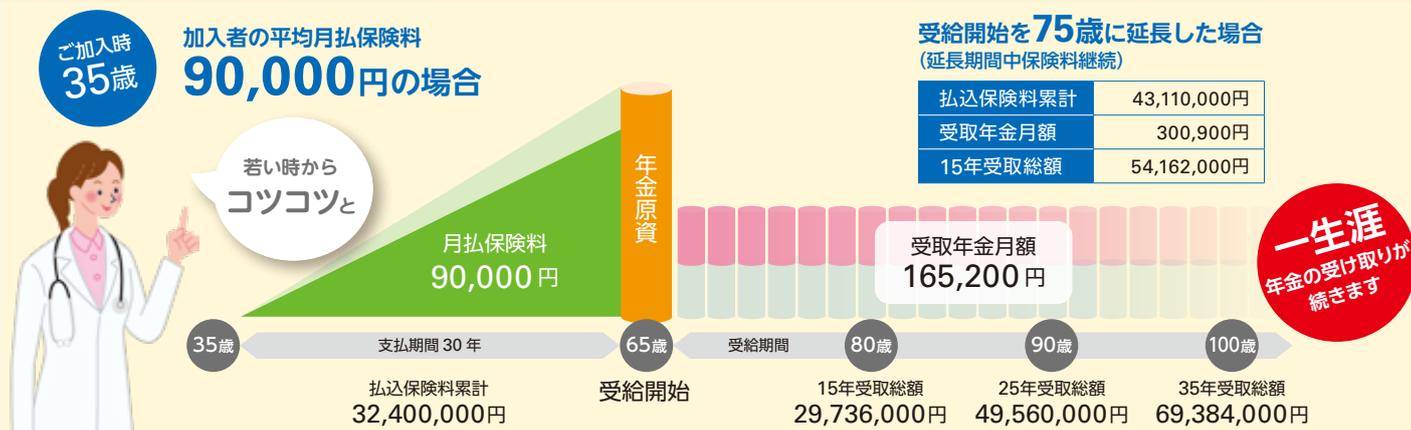
- 満65歳に達する前であっても、満56歳以上かつ加入期間3年以上の加入者が、やむを得ない事情により、年金受給を申し出た場合は、受給を開始することができます。

育英年金・傷病年金

- ご子弟の教育資金等が必要になった時には育英年金を、加入者本人が疾病により診療できない時には傷病年金を、それぞれ積み立てた加算保険料の中から一定期間、年金として受給することが可能です。

年齢別加入例

15年保証期間付終身年金を選択(予定利率1.5%)、金額はいずれも概算です。



個人のライフスタイルにあわせて自由な設計が可能です。

[→裏表紙の「シミュレーション」参照](#)

Q1 なぜ日本医師会が独自の年金事業を行っているのですか

A 国民医療の担い手である医師の生活の安定を図ることこそが国民医療の充実、発展に繋がるものと信じ、すべての医師が連帯し自衛手段を講じることを目的として、医師の福祉向上の担い手である日本医師会はその基本的事業の一つとして昭和43年(1968年)に医師年金制度をスタートさせました。

Q2 日本医師会年金は他の年金制度とどうちがうのですか

A 日本医師会年金は公的年金とは違い自分の年金を自分で積み立てるものです。また日本医師会が行う医師年金事業は公益事業であるため民間の個人年金等とは異なり、年金事業を行うことで利益を求めていません。そのためローコスト運営を行うとともに年金事業で得られた利益はすべて加入者に還元することにしています。

Q3 年金は一生涯受け取れるのでしょうか

A 基本年金は一生涯受け取れます。しかも15年間の保証期間付きです。加算年金は15年保証期間付終身コースのほか、5年、10年、15年の確定年金コースもあります。なお、コースの選択はご加入時ではなく受給開始時となっていますのでそのときの状況に応じてお選びいただけます。

Q4 保険料(掛け金)は途中で変更できますか

A 加算年金保険料はいつでも増減ができます。また、10万円単位であればいつでも好きな時に追加の払い込みが可能です(随時払い)。また払込金額の上限はありません。

Q5 育英年金、傷病年金とは何ですか

A 育英年金は、ご子弟の教育資金等が必要になった時に、また、傷病年金は、ご加入者本人が疾病により診療ができない時に、積み立てた加算保険料を一部取り崩して、一定期間受給できる年金です。

Q6 年金はいつから受け取ることができるのでしょうか

A 満65歳の誕生日からお受け取りになりますが、ご希望により満75歳になるまで受給開始を遅らせることも可能です。逆に、満56歳以上かつ3年以上ご加入の場合、減額年金とはなりますが、満65歳前に年金を受け取ることも可能です。

Q7 私自身が死亡した場合はどうなるのでしょうか

A ご加入中の死亡の場合は、ご遺族が一時金を受け取ることができます(遺族脱退一時金)。受給中の死亡の場合は、遺族年金または一時金(遺族清算一時金)のどちらかをお選びいただけます。

Q8 年金資産の運用はどのように管理されているのですか

A 年金資産は医師会員のみなさまからお預かりした大切な資産です。運用にあたっては、専門家から成るプロジェクト委員会である生涯設計委員会で検討し、年金委員会です承し、理事会で決議しています。年金資産は、理事会が決定した「運用基本方針」、「運用方針細則」に基づいて運用し、リスクを分散し、効率的に運用するため、年金資産を、運用の専門家であるコンサルティング会社のアドバイスのもと、信託銀行と投資顧問会社に分散して運用委託しています。

Q9 資産運用の配分状況や運用先はどのようになっていますか

A 直近では2020年に資産運用配分の見直しを行っています。安定的な運用を目指して国内外の株式の割合を24%から21%に引き下げ、同年4月以降の配分は、外国債券(為替の影響を抑えたもの)49%、国内債券15%、外国株式15%、国内株式6%、残りの15%はリスクの低いヘッジファンドや低流動性資産に分散しています。運用先も21社に分散し、三井住友信託、三菱UFJ信託、野村アセットマネジメント、ブラックロック、ウェリントンといった国内外の大手運用機関に委託しています。



脱退について

- ご加入者がやむを得ず医師年金を脱退する場合、脱退一時金(全部脱退)が支払われます。ただし年金受給者は脱退できません。
- 加算年金保険料の積立額については、その全部あるいは一部を一時金として受給することもできます(一部脱退)。また、受給開始前であれば、随時払いで一部および全部を戻し入れることも可能です。
 - ※脱退一時金は、積立期間によって払込保険料を下回ることがあります。
 - ※満65歳未満で日本医師会会員でなくなった場合は、医師年金も脱退していただくことになります。

税金(確定申告)の取り扱いについて

医師年金の保険料や受給の際の税金については、次のようになります。

- 保険料
社会保険料控除・生命保険料控除等の所得控除の対象になりません。
- 年金(育英年金、傷病年金を含む)
保険料相当額を差引いた金額(利息分)が「雑所得(その他)」になります。
- 遺族年金
遺族年金の受給権が「みなし相続財産」として相続税の課税対象になります。
次のいずれか多い金額
(ア)遺族一時金を選択できる場合、その遺族一時金額
(イ)1年当たりの給付額に残存期間および予定利率による複利年金現価率を乗じた金額、また、遺族年金受給開始後の利息相当額については、所得税「雑所得(その他)」の対象になります。
- 遺族脱退一時金・遺族清算一時金
遺族脱退一時金および遺族清算一時金は全額が「みなし相続財産」として相続税の課税対象になります。
- 脱退一時金(加算全部・一部脱退を含む)
脱退一時金額から保険料相当額を差し引いた金額(利息分)が「一時所得」となります。「一時所得」には50万円の特別控除があります。「一時所得」の合計が50万円未満の場合、税金はかかりません。

日本医師会年金 重要事項説明書

この【重要事項説明書】は、日本医師会年金の契約内容について特にご確認いただきたい事項(契約概要)と、ご加入に際して特にご注意くださいいただきたい事項(注意喚起情報)を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本書面は、ご契約に関わる全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「パンフレット」、「日本医師会年金規程」(保険契約証に同封)をご参照ください。

〈契約概要〉ご契約いただく年金保険制度の概要について

1. 商品の名称

・日本医師会年金(年金保険)

2. 制度の仕組み

・本制度は、公益社団法人日本医師会会員(以下、「会員」という)の福祉に関する事業の一環として、会員に対して年金又は一時金の給付を行ない、もって会員の老後の生活安定、及び遺族の生活安定等に寄与することを目的とした年金制度です。満65歳に達する前月まで年金保険料を払い込み、保険料払込満了後は保険料払込満了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。また、遺族は年金に代えて一時金で受け取ることもできます。本制度は、「日本医師会年金規程」に基づき運営されており、同規程は日本医師会(以下、「本会」という)に備えてあり、随時閲覧が可能です。なお、同規程は、理事会の決議を経た後、主務官庁の認可を得た上で、変更される場合があります。

3. 年金財政の報告について

・本制度の決算日は毎年3月末日とし、本会は、毎決算期に、必要な責任準備金の確定その他の決算手続きを行ない、その結果を本会の機関誌に掲載します。

4. 財政再計算について

・本会は、加入者及び受給権者の構成に応じて本会の定めるところによる計算に基づいて、年金額、保険料の算定、収支予算の作成等の年金財政計画を立てます。
・決算の結果、剰余金が生じたときは、これを年金財産に留保します。
・本会は、少なくとも5年ごとに、年金財政計画の検討、利源分析を行ない、年金数理上の計算基礎を変更する必要がある場合は、理事会の決議を経た後、主務官庁の認可を得た上で、保険料又は年金額(受給者の年金額を含む)の増減を行なうことがあります。

5. 加入資格(引受条件)について

・本制度は、加入日時時点で満64歳6カ月未満の本会の会員に限り加入することができます。
・満64歳6カ月未満の会員は、医師年金加入申込書を本会に提出することにより、本制度に加入できます。

6. 保険期間について

・本制度への加入日は、会員が医師年金加入申込書を本会に提出し、第1回目の基本年金保険料を払い込んだときとなります(加算年金保険料だけを払い込んだ場合は本制度への加入とはなりません)。
・この保険契約の保険期間は、加入日を始期とし、受給者である期間を含めこの保険契約が終了するまでの期間とします。

7. 保険料及び払込方法について

・加入者は、基本年金保険料として毎月12,000円を満65歳に達する前月まで払い込みます(毎月末口座振替)。
・加入者は、基本年金保険料を、月払いに代えて、年払い(毎年10月に、振込又は口座振替。ただし加算年金保険料の月払いを伴う場合は口座振替)又は一括払い(振込。ただし加算年金保険料の月払いを伴う場合は口座振替)で、払い込むことができます。
・加入者は、加算年金保険料として毎月6,000円の整数倍(上限なし、毎月末口座振替)、及び随時に10万円単位(上限なし、随時に振込)の加算年金保険料を払い込むことができます。

8. 給付(年金)内容について

・本制度による給付(年金)の種類は、以下の通りです。

(1) 養老年金 (2) 育英年金 (3) 傷病年金 (4) 遺族年金

給付(年金)の種類と支払事由及び給付を受けることのできる期間		
給付の種類	主な支払事由	給付を受けることのできる期間
(1) 養老年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が満65歳に達し、受給の請求を行なったとき。 ・ただし、満56歳以上かつ加入期間3年以上の加入者でやむを得ない事情があり、加入者より請求があった場合には、そのときから養老年金を減額して終身受給することができます。 ・給付期間が有期である加算年金については、受給権者が選択した期間について受給できます。 ・減額する額は、本会の定めるところにより計算した額とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受取コースは支給開始時に下記からの選択となります。 基本年金 加算年金 (1) 15年保証期間付終身年金 15年保証期間付終身年金 (2) 15年保証期間付終身年金 5年確定型 (3) 15年保証期間付終身年金 10年確定型 (4) 15年保証期間付終身年金 15年確定型 ※平成5年9月以前加入の方は10年保証期間付終身年金の選択も可能。
(2) 育英年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者は、加入者と生計を一にする親族が学校等に就学する場合、その他の育英費用の必要が生じた場合、養老年金のうちの加算年金の全部又は一部を、育英年金として受給することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育英年金の給付の請求のときから4年間、7年間、10年間のいずれかのうち、加入者が選択した期間。
(3) 傷病年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者は、自身の障害又は疾病が原因で通常の診療等に従事できなくなった場合、養老年金のうちの加算年金の全部又は一部を、傷病年金として受給することができます。 ・不測の災害等により加入者が通常の診療等に従事できなくなった場合で、本会が承認した場合は、傷病年金の支給対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病年金の給付の請求のときから2年間、3年間、4年間、5年間のいずれかのうち、加入者が選択した期間。
(4) 遺族年金	<ul style="list-style-type: none"> ・養老年金の受給権者が、給付期間15年未満で死亡したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族に、すでに支払った養老年金の給付期間と合算して15年間。ただし、その遺族が給付期間中に死亡したときは、そのときまでとします。残存期間分については、遺族清算一時金として支給します。 ・給付期間が有期である加算年金については、すでに支払った養老年金の給付期間と合算して支給を予定していた期間。
	<ul style="list-style-type: none"> ・育英年金又は傷病年金の受給権者が給付終了前に死亡したとき。 ・遺族年金の受給権者は、遺族年金に代えて遺族清算一時金を選択することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その遺族に残存給付期間の遺族年金を支給。ただし、その遺族が給付期間中に死亡したときは、そのときまでとします。残存期間分については、遺族清算一時金として支給します。

9. 受給開始と延長について

・加入者が満65歳に達し、受給の請求を行なったときは満65歳に達したときから、養老年金を受給できます。
・養老年金の受給開始時期は延長することができ、またその延長期間を変更することができます。ただし、延長期間満了時の年齢は満75歳を限度とします。
・受給開始時期を延長中でも、加算年金保険料を払い込むことができます。
・延長された養老年金は、延長期間満了月から終身受給できます。ただし、給付期間が有期である加算年金については、受給権者が選択した期間となります。
・年金は、1月・4月・7月・10月末に、その前月分までの給付額の合計を支給します。

ただし、年額が5万円未満のときは、毎年10月末に前月分までの給付額の合計を支給します。

10. 脱退一時金について

・加入者が次のいずれかに該当するときは、脱退一時金を支給します。
(1) 満65歳未満で会員の資格を喪失したとき(ただし、加入者が所属する郡市区等医師会間で異動した場合を除く)。
(2) 基本年金及び加算年金について脱退の申出をしたとき。
(3) 加算年金について脱退の申出をしたとき。
(4) 育英年金又は傷病年金の受給事由が生じた場合で、加算年金の一部について一時金での受給の申出をしたとき。

11. 遺族及び順位等について

- ・加入者又は養老年金受給権者は、書面による本会への届出により、遺族を指定することができます。
- ・遺族の指定のないとき、遺族の範囲は、加入者の配偶者(法律上の婚姻に限る)、子、養父・養母、実父・実母、孫、祖父・祖母、兄弟姉妹、甥・姪とし、その受給順位は、この記載の順序によります。
- ・同順位の遺族が2人以上いる場合、本会に対して代表者1人を定めるものとします。この場合、その代表者は他の同順位の遺族を代理するものとします。
- ・代表者が決まらないか、又はその所在が不明のときは、本会が遺族の1人に対してした行為は、他の遺族に対しても効力を生じることとします。

12. 遺族脱退一時金について

- ・加入者が死亡したときで、遺族が遺族年金を選択しなかったときは、遺族に遺族脱退一時金を支給します。 ※遺族脱退一時金を支給する遺族及びその順位については、日本医師会年金規定によります。

13. 遺族清算一時金について

- ・遺族又は養老年金受給者が、次のいずれかに該当するときは、遺族清算一時金を支給します。
 - (1) 養老年金による遺族年金受給権者が、遺族年金に代えて遺族清算一時金を選択したとき、又はすでに支払った養老年金給付期間と合算して、給付期間15年未満で死亡したとき。
 - (2) 育英年金又は傷病年金による遺族年金受給権者が、遺族年金に代えて遺族清算一時金を選択したとき、又は遺族年金の残存給付期間終了前に死亡したとき。
 - (3) 高齢加入者(満56歳以上かつ加入期間3年以上の加入者)又は延長者の死亡により遺族年金を受給中の遺族が、遺族年金に代えて遺族清算一時金の受給を選択したとき、又は遺族年金の給付期間終了前に死亡したとき。
 - (4) 養老年金の受給者が、給付期間15年を超えて死亡したとき。
- ※遺族清算一時金を支給する遺族及びその順位については、日本医師会年金規程によります(死亡日によって支給すべき一時金がない場合がある)。

14. 配当金について

- ・加算年金部分の剰余金は、前年度までに繰り越された不足金があるときはその不足金に充当しますが、その不足金が解消された場合は、当該剰余金額に本会が

- 決定する還元率を乗じた金額を契約者配当金として積増年金の原資に充当します。
- ・契約者配当の金額は、加算年金の積立金額に応じて配分します。
- ・養老年金の受給権者及び遺族年金の受給権者への配分は、年金支給時に合算して支給します。

15. 解約返戻金について

- ・加入者が本制度からの脱退を申し出たときは、脱退一時金を支払います。
- ・脱退一時金の金額は、加入者が払い込んだ保険料(事務費及び育英年金並びに傷病年金に対応する額を控除する)を脱退一時金利率によって計算した元利合計額となります。

16. 事務費の徴収について

- ・基本年金保険料と加算年金保険料それぞれから払込保険料金額の0.25%を事務費として徴収します。

17. 税金について

- ・保険料は所得控除の対象になりません。
- ・遺族脱退一時金、遺族清算一時金及び遺族年金は「みなし相続財産」になります。
- ・脱退一時金は保険料相当額を差し引いた金額(利息分)が「一時所得」となります。
- ・年金は保険料相当額を差し引いた金額(利息分)が「雑所得」になります。

18. 本会の責任について

- ・本会は、日本医師会年金規程に従って年金又は一時金の支払いその他の事務を適正に行なった場合、加入者又は受給権者につき生じた損害については、その責任を負いません。

19. 本制度の解散について

- ・本制度の廃止及びその際の年金財産の分配方法については、代議員会の決議を経た後、主務官庁の認可を得た上で、これを決定します。

20. 個人情報の取扱いについて

- ・医師年金のご加入に伴いご提供いただいた個人情報につきましては、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努め、目的以外に利用することはありません。また、会員の同意なく会員の個人情報を第三者に提供することはありません。なお、本会は、利用目的の達成に必要な範囲において、業務委託先、都道府県医師会、郡市区等医師会等に個人データを提供することがあります。

<注意喚起情報>ご注意、ご理解いただきたい事柄について

1. 加入の申込みの撤回(クーリング・オフ)について

- ・申込者又は加入者(以下、「申込者等」という)は、保険契約の申込日と保険契約の申込みの撤回又は解除(以下、この条において「クーリング・オフ」という)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛ての書面の送付または電磁的記録により申し出ることによって、本契約のクーリング・オフを行なうことができます。
- ・本会宛ての書面または電磁的記録には、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、保険契約の申込みを行なった年月日並びに申込者等の氏名、住所及び自署による署名又は記名押印が必要となります。(電磁的記録には医籍登録番号の記載も必要となります)。
- ・本会は、クーリング・オフが行なわれた保険契約に関し保険料を収受しているときは、その全額を速やかに申込者等に返還します。

2. 告知について

- ・本制度への加入に際しては、加入者に対し告知を求めません。

3. 責任開始期について

- ・本会は、加入日から保険契約上の責任を負います。
- ・加入日は、会員が医師年金加入申込書を本会に提出し、第1回目の基本年金保険料を払い込んだときとなります。加算年金保険料だけを払い込んだ場合は本制度への加入とはなりませんのでご注意ください。

4. 年金や一時金を支払いできない場合について

- 次のような場合には年金・一時金の支払いに制限があります。
- ・本制度に加入する際に加入者に詐欺行為があった場合は、加入が取消しとなる場合があり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ・加入者が、一時金又は年金を不法に取得する目的又は他人に一時金又は年金を不法に取得させる目的で本制度に加入した場合には、当該加入が無効となる場合があり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

5. 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活について

- ・本制度には、保険料の払込猶予期間を設けておりません。
- ・契約の失効、復活も取扱いしていません。

6. 解約及び解約返戻金について

- ・加入者が本制度からの脱退を申し出たときは、脱退一時金を支払います。

- ・脱退一時金の金額は、加入者が払い込んだ保険料(事務費及び育英年金並びに傷病年金に対応する額を控除する)を脱退一時金利率によって計算した元利合計額となります。

7. 年金数理上の計算基礎変更による保険料又は年金額の増減について

- ・本会は、少なくとも5年ごとに、決算の結果その他の事情を考慮して年金財政計画の検討、利源分析を行ないます。その結果、年金数理上の計算基礎を変更する必要があった場合、理事会の決議を経た後、主務官庁の認可を得た上で、保険料又は年金額(受給者の年金額を含む)の増減を行なうことがあります。この場合、本会は加入者及び受給権者に通知します。

8. 保険契約者保護機構について

- ・この保険契約(日本医師会年金)は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、本会に対しては同機構が行なう資金援助等の措置の適用はありません。

9. 保険期間中における保険料の増額又は年金額の減額について

- ・本会は、その業務又は財産の状況に照らして、この制度の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において保険料を増額し又は年金額を減額すること(以下、「契約条件の変更等」という)があります。
- ・契約条件の変更等を行なう場合、本会は契約条件の変更等につき理事会の決議を経た後、主務官庁の認可を得た上で、速やかに加入者及び受給権者に通知します。
- ・この場合において、一時金及び年金の支払いが、この制度の年金財政に及ぼす影響が大きいと認めるときは、理事会での決議後に、最長6カ月の範囲内で一時金及び年金の支払いを延期することがあります。

10. 個人情報の取扱いについて

- ・日本医師会年金の加入に伴い提供のあった個人情報につきましては、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努め、目的以外に利用することはありません。また、会員の同意なく会員の個人情報を第三者に提供することはありません。なお、本会は、利用目的の達成に必要な範囲において、業務委託先、都道府県医師会、郡市区等医師会等に個人データを提供することがあります。

医師年金ご加入をおすすめします!

医師年金ホームページで、 簡単シミュレーション!



医師年金

検索

<https://nenkin.med.or.jp>

ご希望の受給額や保険料、生年月日を入力するだけで、簡単に受取年金月額のシミュレーションができます。ぜひお試しください。



医師年金ご加入は 3ステップで完了です!

決断一秒
保障一生

Step

1 加入口数をきめる

- 全加入者の平均は、基本保険料+加算保険料13口です。
- 年金月額の試算をご希望される方はホームページをご利用ください。

[医師年金ホームページ
https://nenkin.med.or.jp](https://nenkin.med.or.jp)

Step

2 払込方法を選ぶ

- 保険料のお支払いを月払い、年払い、一括払い等から選びます。
- ご加入者の約8割の方が月払いを選んでいきます。
- 加入期間の途中で払込方法を変更することも可能です。

Step

3 記入捺印して郵送

- 加入申込書(記入見本付)に記入して捺印。
- 返信用の封筒に入れて投函。

引受認可特定保険業者：公益社団法人 日本医師会

お問い合わせ先 日本医師会 年金福祉課

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

TEL 03-3942-6487 (直通)

FAX 03-3942-6503

受付時間：午前9時30分～午後5時(平日)

20220601P13